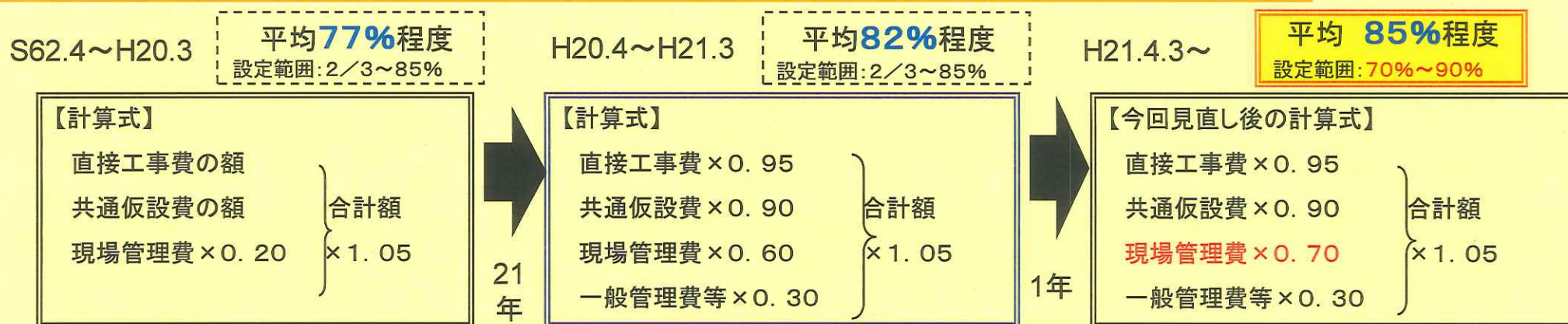


地方公共団体における 公共工事の品質確保について

低入札価格調査における基準価格等の引上げ

低入札価格調査における基準価格の引上げの経緯(国土交通省発注工事)



地方公共団体における最低制限価格等の見直し状況(H21.10.1現在)

(最低制限価格)

- ・ 21年4月公契連モデルより高い水準に設定: **9道県**(北海道、栃木県、神奈川県、新潟県、佐賀県、長崎県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県)
- ・ 21年4月公契連モデルを準用又は同水準: **15県、10政令市**(秋田県、千葉県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、福井県、奈良県、和歌山県、島根県、愛媛県、福岡県、熊本県、大分県、札幌市、仙台市、千葉市、横浜市、川崎市、浜松市、名古屋市、京都市、福岡市、北九州市)

(低入札価格調査基準価格)

- ・ 21年4月公契連モデルより高い水準に設定: **7道県**(北海道、栃木県、新潟県、長野県、山口県、佐賀県、沖縄県)
- ・ 21年4月公契連モデル準用・準拠: **23県、9政令市**(岩手県、山形県、秋田県、埼玉県、千葉県、神奈川県、富山県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、福井県、奈良県、和歌山県、島根県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、熊本県、大分県、鹿児島県、札幌市、千葉市、横浜市、川崎市、浜松市、名古屋市、京都市、福岡市、北九州市)

※都道府県の32団体、政令市の10団体において、いずれかの見直しを実施

予定価格等の公表時期について

地方公共団体（H21.9.1現在）

（予定価格の事後公表への移行）

○事後公表のみ：10道県、2政令市（北海道、福島県、群馬県、神奈川県、新潟県、長野県、静岡県、兵庫県、岡山県、長崎県、浜松市、岡山市）

○事前公表及び事後公表の併用：12県、5政令市（埼玉県、千葉県、山梨県、富山県、滋賀県、和歌山県、徳島県、高知県、佐賀県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、札幌市、仙台市、川崎市、新潟市、大阪市）

○案件により事後公表を試行：4県、2政令市（山形県、岐阜県、栃木県、山口県、横浜市、神戸市）

○予定価格の事後公表を一部でも実施しているのは、26道県、9政令市

（最低制限価格の事後公表への移行）

○事後公表のみ：30道府県、15政令市 ○未公表：8都県（※最低制限価格制度未導入 6県、1政令市）

（低入札価格調査基準価格の事後公表への移行）

○事後公表のみ：34道府県、15政令市 ○未公表：9都県 ○事前公表及び事後公表の併用：1県

国土交通省所管独立行政法人等（H21.9.1現在）

（予定価格の事後公表への移行）

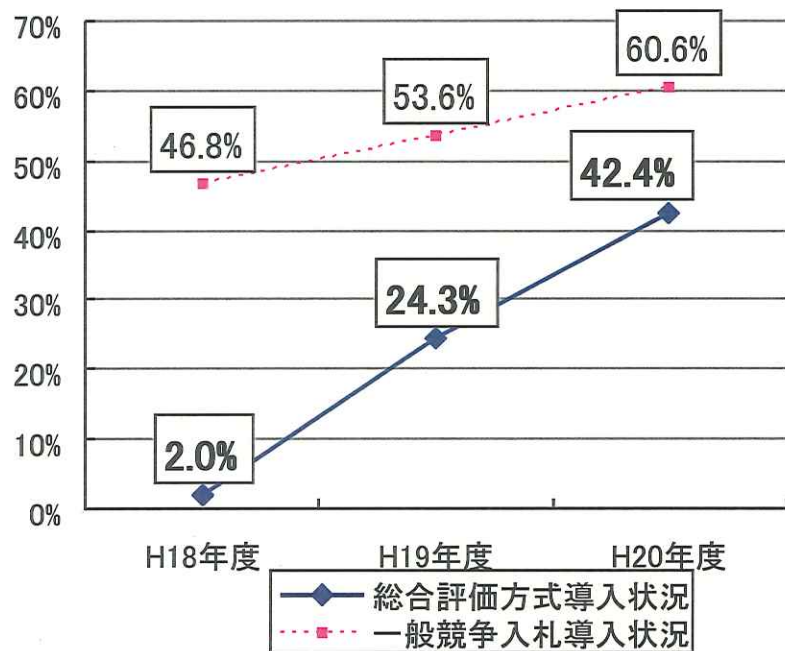
○事後公表のみ：13法人（水資源機構、鉄道建設・運輸施設整備支援機構、日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、都市再生機構関西国際空港株式会社、自動車事故対策機構、空港周辺整備機構）

○事前公表及び事後公表の併用：1法人（成田国際空港株式会社）

地方公共団体における総合評価方式の導入状況(平成20年度入札契約適正化調査より)

- 都道府県、政令市においては、全ての団体において総合評価方式を導入済み。
- 市区町村においては、導入率が平成19年度の439団体(24.3%)から平成20年度は761団体(42.4%)に増加しているが、一般競争入札の導入状況と比較すると不十分な状況。

市区町村における総合評価方式の導入状況の推移



総合評価方式導入状況(市区町村)

